

## 「湯浅町部落差別解消推進基本計画（案）」に対する意見公募結果

- 募集期間：令和6年12月2日（月）から令和6年12月27日（金）まで
- 募集方法：持参、郵送、FAX、メール、口頭（障がい等の理由がある方のみ）
- 提出人数：2名

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する町の考え方は下記のとおりです。

No.	項目	ご意見等の内容	町の考え方	対応
1	7～8ページ	<p><b>【第2章 部落差別の現状と課題】</b></p> <p>1. 湯浅町における部落差別事件            (案)の記述では、「同法に明記されている『現在もなお部落差別が存在する』という現実を突きつけられました」となっているが、P7・8で報告されている事案は、かなり以前から有していた偏見が正されない状態の人（高齢者等、極めて限定された人）の発言等が中心であり、そういう人たちの影響が特に広がっているわけでもなく、部落差別が深刻化しているようなことを示すものではないのでしょうか。上記に引いた(案)</p>	<p>ご指摘のとおり湯浅町においても過去に同和対策特別措置法等に基づき、特別対策を実施し、住環境等の実態的な較差は大きく改善されました。ただ、基本計画(案)記載のように平成の後半から令和にかけて町が取扱った差別事件に加え、生活実態調査(令和4年度実施)から嫌な思い等をしている方が一定数いる、という事実が明らかとなりました。</p> <p>このように心理的な差別は存在し、また、インターネット環境が普及した現代社会においては差別の様相も変化してい</p>	原案 どおり

		<p>の記載では、部落差別が（実態的差別が大きく解消されてきたにもかかわらず）今もお、まったく解決に向かっていないかのような印象を与えます。そのような現状認識に基づいて計画を立案することには懸念を感じます。</p> <p>P7・8の事案は「差別が存在する」ことを示す事象ではありますが、「部落差別が存在する」ということを示す事象だとするには距離があるように思います。（そもそも「部落差別をなくす条例」では「部落差別」が定義されていません。）</p> <p>格差が進行する現代社会において、生きづらさの歪んだはけ口とも言える差別・偏見の構造やその背景は、ますます複雑化しているように思います。いずれにしても、実態（格差）の改善と科学的知見によってその解消がはかられるべきものだと考えます。</p>	<p>ます。</p> <p>これらのことを踏まえ部落差別（同和問題）に対する正しい知識等を啓発し、誤解や偏見からくる差別心を取り除き、「部落差別のない湯浅町を実現する」ため、本基本計画を定めるものです。</p>	
2	20 ページ	<p>「第3章 部落差別解消のための取組」の中で「人権教育の推進」が目指されていますが（P20）、文字通りの「人権教育」が行われることを切に願います。私自身、教育現場で働く者として、「人権教育」の必要性は十分に認</p>	<p>町教育委員会では令和4年度に教員用 手引きとして「部落差別の解消に向けて ～湯浅モデル～」を作成し、発達段階に 応じた指導内容等を整理することで教員 ごとの指導のムラを解消し、正しい歴史</p>	原案 どおり

		<p>識しているつもりですが、特に子どもたちの実態から「部落差別」の問題をとりたてて取り上げる必要性はまだ感じていません。むしろ、教員研修等において「部落差別」をとりたてて扱うことに違和感を感じます。もちろん「部落差別の問題を取り上げるな」ということでもなく、「寝た子を起こすな」ということでもありません。ただ、「寝た子は正しく起こされる必要がある」と考えています。「人権教育」という名のもとに「部落問題の解決は難しい」「同和問題はやっかいだ」といった新たな偏見が起こることにならないよう配慮がなされなければならないと考えます。「踏み込んだ研修をすることで、教育者としての資質向上に努めます」(P20)の中の「踏み込んだ」の意味するところがこの記述からはよくわかりませんが、「踏み込む」ことよりも、学校や子どもの実態、教員の意見がしっかり反映された研修となるよう議論を重ねていただきたいと思います。</p>	<p>や知識の学習に努めています。</p> <p>インターネット環境が普及した現在において、インターネット利用の若年化が加速し、部落差別に関する間違った知識をインターネットから取得するケースが見受けられます。こういったことを防止する意味でも、発達段階に応じた人権教育を実施し、「寝た子を正しく起こす」ことが必要であると考えています。</p> <p>また、人権教育のみならず全ての学習過程等において、児童、生徒の実態を把握し、教員間の意見共有を十分行うことで、これらを反映した教員研修に取り組みます。</p>	
3	計画全般	<p>○計画の大きな目標とそのための取り組み・道筋を分かるようにして下さい。</p> <p>今回の「湯浅町部落差別解消基本計画</p>	<p>本基本計画は、「部落差別のない湯浅町を実現する」ことを目的として定めるものです。</p>	原案どおり

		<p>(案)」は、「部落差別」の解消についての目標とそれに向けての年次計画を決めるものと捉えています。その最終的な目標は、今日までの取り組みの仕上げをしていく、部落問題を解決した湯浅町をめざすということになるかと思えます。そのためにはどういう道筋で進めるのかを具体的に示して、その時々で、評価をすれば、より解消に向けての到達点がわかりやすいと思えます。</p> <p>そのためには、部落差別のない湯浅町とはどういう町なのかを整理してはどうでしょうか。</p> <p>私は、現在の湯浅町は、町民と町民との差別がなくなっており、解消・解決に近づいていると言えるのではないかと捉まえています。</p> <p>○町民と町民による課題とインターネットにおける悪質な投稿との問題は、切り離して考えるべきです。</p> <p>インターネットにおけるひどい投稿についてですが、これは別の問題として捉えないといつまで経っても解決されないということになると思えます。現在の制度では、誰が</p>	<p>住環境等の実態的な較差は、大きく改善され、心理的な差別も改善はされましたが依然として存在しており、誤解や偏見に起因する差別心が原因となり、顕在化するものと考えます。</p> <p>こういった差別心の原因となる意識の中に潜む誤解や偏見を取り除くこと、また、誤解や偏見を生まないための取組を行うことで、部落差別のない湯浅町を実現したいと考えています。</p> <p>また、インターネットの悪質な投稿に関しては、ご指摘のとおり法整備は必要です。ただ、町として部落差別を助長するような投稿を見過ごすことはできません。また、町民から悪質な内容を投稿する者を生まないためにも、部落差別に対する誤解や偏見を取り除くことは必要であると考えています。</p>	
--	--	---	---	--

		<p>何の目的で投稿しているのかということがすぐには特定しにくいことから、削除を要望してもすぐには削除されず拡散が続きます。また、詐欺などの犯罪にも利用されるなど社会問題となっています。無責任な発言や誹謗中傷、デマといった悪質な投稿についての対策は、国を挙げての法整備が必要だと思えます。発信されている投稿に対する責任を明らかにできるようにすることで、次第に整理されていくことだと思えます。</p>		
4	<p>1～6ページ 「第1章 計画の策定にあたって」「第2章 部落差別の現状と課題」について</p>	<p>○「…部落差別の解消を推進します…」と表現していますが、その「部落差別」の現状が明らかではないと思えます</p> <p>「部落差別（同和問題）」は、同対審答申を踏まえた法整備による同和行政の実施云々ということで、周辺地域との大きな格差として残っていた「部落」の実態を「同和対策事業」等の対象地域として指定、線引きした地域を行政上の「同和地区（部落）」として、整備、改善してきたことを説明しています。また、今日までの国や湯浅町の取り組みの経過が整理されているのですが、今日の現状の規定が「令和4（2022）年度に実施した『部落</p>	<p>町として、「ある」の回答が3.6%（23人）である以上は、部落差別が「ある」という評価をしています。</p> <p>住環境等の実態的な較差は、大きく改善され、心理的な差別も改善はされましたが依然として存在しており、誤解や偏見に起因する差別心からそれが顕在化するものと考えます。</p> <p>こういった差別心の原因となる意識の中に潜む誤解や偏見を取り除くこと、また、誤解や偏見を生まないための取組を行うことで、部落差別のない湯浅町を実現したいと考えています。</p>	<p>原案 どおり</p>

		<p>差別（同和問題）に関する生活実態調査』の「差別等の経験」の結果から差別が発生しているというのは無理があると思います。むしろ「ない」の94%が湯浅町の現状を表しているのではないかと思います。</p> <p>○周辺地域との垣根は取り払われたと言えます</p> <p>湯浅町においても、同和対策事業等の特別な施策によって、周辺地域との格差は大きく改善され、垣根は取り除かれました。いわゆる「部落」という地域を実態的に無くしたのです。</p> <p>しかし、湯浅町として、特別対策事業の完了、終了後、一般施策に移行してからも「部落」・「同和対策事業等対象地域」がなくなると言い切っておらないこともあって、いろいろな意味で「同和問題」の現状があるのではないかと思います。</p> <p>これまでの行政施策と多くの皆さんの粘り強い取り組みの成果から、町民のみなさんには「差別をすること」「人権を傷つけること」は認められないことと理解されてきています。そのことが何よりも大切で、この間に</p>		
--	--	---	--	--

		<p>問題となる事件が起きていないことに表れています。</p> <p>また、基本的にいわゆる「意識」の問題ですが、「意識」は内心の自由の問題であり、そのことを問題とすることは日本国憲法の規定に沿わないと思います。</p>		
5	8 ページ	<p>「1. 湯浅町における部落差別事件」のところで、いくつかの事件として紹介されていますが、これらの捉まえ方、評価に疑問があります。</p> <p>私は、これら「差別事件」の結果から、湯浅町では、町民によるかつての厳しい差別というものがなくなり、まさに解消の方向に進んでいると言えるのではないかと捉まえまます。その内の一つで平成29年の大学の教授の発言は、湯浅町としては衝撃を受けるような発言ですが、差別事件というよりも、一つの提案であり、検討すべき課題と捉えることはできないのでしょうか。そういう評価をすることができるのではないかと思います。</p>	<p>過去の処理済み事件に関しては、発生当時に役場庁内や人権尊重委員など様々な方からの意見聴取、過程を踏まえ結論を出していますので、再評価することはございません。</p>	原案 どおり
6	10 ページ	<p>「2. 各調査からみえた課題等」で、「1) 部落差別(同和問題)に関する町民意識調査」の結果が紹介されています。「②被差別部落</p>	<p>該当箇所において記載しているのは、調査結果であり、グラフからも読み取れるように「結婚」と「土地」を比較した</p>	原案 どおり

		<p>出身者等に対する忌避意識」での評価ですが、家族の結婚に際して、たまたま、ここでいう地区出身者であることが分かった場合の対応ですが、「何も気にすることはないので、結婚に賛成する」43.9%と「少しは気にするが、結婚は当人どうしの合意が尊重されるべきなので、本人の意志にまかせる」37.6%とあり、合わせると81.5%となります。これは、ほとんどの町民が結婚に際しても本人どうしの意志を尊重するということで、これこそが解消の方向を表しており、展望を持てる結果といえるのではないかと思います。これに家や土地の購入に際しての「まったく気にしない」41.8%「どちらかといえば避けない」9.1%に対して「どちらかといえば避ける」16.7%「避ける」6.3%で、この結果からも問題としないというのが圧倒しており、明らかに解消の方向に向かって進んでいることを表していると思います。</p> <p>ところが、本文ではこの2つの結果を併せて忌避意識を強調しています。無理があると思います。これは再評価と修正をした方が良いでしょう。</p>	<p>際に、「土地」の方が「忌避意識が強い」という客観的な結果を記載していますので、忌避意識を強調した記載内容ではないと考えています。</p>	
--	--	---	---	--

7	11 ページ	<p>○『寝た子を起こすな論』といった考え方が根強く残っている」の表現は適切ではないと思います</p> <p>「④部落差別（同和問題）を解消するために効果的と考えられる施策等と根強い『寝た子を起こすな論』等」で「寝た子を起こすな」という表現をされていますが、これは時代錯誤の表現ではありませんか。</p> <p>この回答では、学校・社会教育での積極的な教育・啓発活動と被差別部落と周辺住民の交流、協働したまちづくりが圧倒的に有効という結果が表示されているのに「部落差別があることを口に出さずそっとする」を対比させることから「寝た子を起こすな論」に結びつけているように思いますので、これは無理というものだと思います。</p>	<p>現代社会において部落差別(同和問題)に対する正しい知識、認識を持っていない方(寝た子)は、インターネット上の誤った情報により、誤った知識、認識を持つ(起こされる)ことが問題となっています。こういったことを踏まえ、ご指摘の表現が時代錯誤であるとは考えていません。</p>	原案 どおり
8	18 ページ	<p>「第3章 部落差別解消のための取組」について</p> <p>○解消の仕上げに向けた取り組みを具体的な計画にできませんか</p> <p>部落差別をなくすための取り組みは、町民間のわだかまりや垣根を取り除くための取り組みです。周辺地域との実態的な格差がな</p>	<p>具体的な取組は、基本計画記載の事項に基づき年次計画で定める予定です。</p>	原案 どおり

		<p>くなり、その垣根がなくなった今、その仕上げの取り組みを具体化していく段階かと思えます。町民一人ひとりを認め合い、大切にする町づくりを進めることです。そのために、これまでの取り組みの成果の上に、さらにそれを全町的な取り組みで、いろいろな水準を引き上げて行ければ、良いのではないかと思います。</p>		
9	19 ページ	<p>○例えば、隣保事業で対象範囲を越えて、全町的な取り組みへ広げることにはできませんか</p> <p>「2. 隣保事業の推進」で狭い意味での事業の充実を計画していますが、これまで担当されてきた担当者の皆さんの取り組みを踏まえつつ、それらをさらに広げて幅広く行政相談の場とすることや、各種教室も地域を限定せずに湯浅町全体を対象とするなど、総合センターや文化会館を生涯教育の役割を担う拠点ともしていければ、町民相互の交流がより進むと思えます。さらには、公民館的な役割を持たせ、町全体の集まりやすい施設とすることで特別感を持たなくなるのではないかと思います。より具体的には、モデル事</p>	<p>現時点において、総合センターや各文化会館で実施している事業の内、一部の事業を除き、町全体を対象に実施しています。</p> <p>特に各教室では町内各所から参加いただき、実施内容によっては受付開始からすぐに定員となるものもあります。</p>	原案 どおり

		業として1つの文化会館から続いて何年後かに次の文化会館もというように広げて行くなど、どこまでを何年後とか計画していく、地域を限定せずに、全町民を対象とする事業、行政に切り替えていくことなどとするのではないのでしょうか。あくまでも、可能であればです。		
10	23 ページ	<p>「第4章 部落差別解消のための達成目標」について</p> <p>「取組内容等」で「忌避意識」の回答割合、「法令認知度」の回答割合、「総合センター、各文化会館の利用者数」を高めることを達成目標としていますが、この目標がよく分かりません。調査結果の割合を基準とするというのは、同じ条件で調査するとしても、対象者も変わるかも知れませんが、まして、結婚や土地購入となると回答がどういう結果となるか予測が付きません。目標とするのには不向きではないかと思えます。</p> <p>また、総合センターや文化会館の利用者数を目標としていますが、普通のことですが、とくに用事がなければ、総合センターや文化会館には行かないと思えます。相談も相談す</p>	<p>忌避意識及び法令認知度に関し、意識調査の結果から法令の「内容も知っている」と回答した方は、結婚及び土地に対する忌避意識が低い傾向にありました。この結果を受け、当該二項目の目標を設定しています。</p> <p>総合センター、各文化会館の利用者については、同じく意識調査の結果から「被差別部落と周辺住民の交流、協働したまちづくり」が部落差別を解消するために効果的との支持があること、また、「3. 隣保館（文化会館）の現状と課題」で整理した内容を踏まえ、設定しています。</p> <p>なお、個別具体的な目標値については、年次計画において設定する予定にしており、ご提案を参考とさせていただきなが</p>	原案 どおり

		<p>ることがなければ、わざわざ相談には行かないと思います。これは、一つの考え方とすれば、地域住民の自立が進んでいると言えるのではないかと思います。</p> <p>利用者数を1つの指標、目標とすることとするならば、たとえば映画会です。人権映画会は例年開催され、多くの町民が参加します。これに加えて、歴代の名画や話題の映画を鑑賞する会も開催するとか、幅広く多くの町民が参加する催しをすれば、総合センターの利用者も当然増えると思います。そうした取り組みを重ねれば、どんどん交流が広がります。</p> <p>5年後の目標は、例えば1つの文化会館での事業の対象を地域限定とせず、町民全体に広げるとするということのように具体的に示す方がわかりやすいと思います。さらにその5年後とかにはすべての地域限定の事業を全ての町民を対象とした事業にするなどとしてはと思います。可能ならば、補助事業であったとしてもそれを返上することも年次目標とするなど、わかりやすく示すことが必要かと思っています。</p>	<p>ら事業を充実させることで利用者の増加を図り、地域間・世代間交流に繋がります。</p> <p>また、重ねての回答になりますが総合センターや各文化会館で実施している事業の内、一部の事業を除き、町全体を対象に実施しています。</p>	
--	--	---	--	--

		<p>そして、これからの基本計画で、湯浅町が行政として諸般の事情がある中でも、主体性を発揮して「部落差別の解消の推進に関する法律」や「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」にさきがけて「湯浅町部落差別をなくす条例」の廃止をめざす日程を計画とする日が一日も早く来ることを望むものです。</p>		
--	--	---	--	--